平成２３年（フ）第６４号
横浜市南区六ツ川１丁目679番地の57
破産者　株式会社アイソ
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８３号
山梨県中央市極楽寺734番地の１
破産者　有限会社長倉運送
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３９号
岐阜市早田大通２丁目24番地の２
破産者　株式会社リカーハウス
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５４０号
岐阜市日野北５丁目21番16号、開始決定時の住所岐阜市日野北５丁目21―９
破産者　堀江　泰元
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９５号
静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵74番地
破産者　株式会社加茂組
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
静岡県磐田市福田2013番地
破産者　有限会社トム・ロード
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２４９号
京都府木津川市州見台８丁目16番地８　ローズヒルズ201号、商業登記簿上の本店所在地京都府木津川市木津川台７丁目16番地10
破産者　株式会社積商
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
鳥取県倉吉市山根539番地７
破産者　株式会社ランドマーク
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
香川県高松市川島東町2194番地30
破産者　花澤鋼材有限会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成１９年（フ）第１５３号
愛媛県伊予郡松前町恵久美835―１、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市古川南１丁目23番地20
破産者　株式会社アセスメント愛媛
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３６号
愛媛県松山市竹原町630番地１
破産者　酒館開発株式会社
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８４号
熊本県荒尾市桜山町４―16
破産者　株式会社城北
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第８５号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲820番地22
破産者　株式会社浮島工務店
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３３２３号
大阪府茨木市彩都あさぎ３丁目10番２号、前住所大阪府守口市大門町２番９号
破産者　泉　　佳也
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７号
島根県浜田市治和町ハ74番地
破産者　文野木材株式会社
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８８号
島根県浜田市治和町ハ88番地
破産者　文野　　隆
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９９号
島根県浜田市周布町1070番地13
破産者　文野　秀夫
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２８号
茨城県結城市大字結城12048番地
破産者　有限会社菊池工務店
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９０７号
千葉県船橋市豊富町648番地47
破産者　加藤　正勝
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４号
京都府久世郡久御山町野村村東179番地の９
破産者　キョウホオテクニカル株式会社
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１８６号
大阪府豊中市本町３丁目７番82号
破産者　株式会社エフシー製作所
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部